

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	3-1
処分の種類	特定施設の計画変更、計画廃止命令			
根拠法令条例等・条項	水質汚濁防止法第8条第1項			
処分の概要	<p>特定事業場の排出水の汚染状態が排水基準に適合しないと認めるとき又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、届出を受理した日から60日以内に限りその届出をした者に対し、特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法の変更、又は計画の廃止を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <p>・水質汚濁防止法 第8条第1項 都道府県知事は、第5条第1項若しくは第2項の規定による届出又は前条の規定による届出(第5条第1項第4号若しくは第6号から第9号までに掲げる事項又は同条第2項第4号から第8号までに掲げる事項の変更に係るものに限る。)があつた場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口(排出水を排出する場所をいう。以下同じ。)においてその排出水に係る排水基準(第3条第1項の排水基準(同条第3項の規定により排水基準が定められた場合にあつては、その排水基準を含む。)をいう。以下単に「排水基準」という。)に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとして環境省令で定める要件に該当すると認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。)又は第5条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p> <p>・水質汚濁防止法施行規則 第6条の2 法第8条の環境省令で定める要件は、有害物質の種類ごとに環境大臣が定める方法により特定地下浸透水の有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該有害物質が検出されることとする。</p>			
基準の制定根拠	—			